

2019
年度版

石井町 高齢者 ガイドブック

あなたの生活を支える
高齢者福祉サービスをご案内します



石井町 長寿社会課

TEL 088-674-6111

石井町 × 株式会社サイネックス

介護保険について

地域包括支援センター

地域支援事業

高齢者福祉事業等

医療機関情報

こころの病・認知症 お気軽にご相談ください

「認知症デイケアとは」

認知症と診断された方の心と体へのケアをご提供する医療デイケアです。ご家庭での介護負担や不安を軽減するとともに、専門的な認知症ケアを行います。

「ご利用いただける方」

在宅で生活されており、認知症と診断された方を対象といたします。ご自宅からの送迎も行います。

認知症デイケア

SORA

Dementia Day Care



「専門スタッフによるケア」

医師、看護師をはじめ、作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士、相談員などの専門スタッフが連携を取りながら、総合的に認知症ケアを行います。

「利用にかかる費用」

医療保険の適応となります。公費による助成（自立支援医療制度）が受けられます。詳しくは、相談員がご説明させていただきます。



心療内科 / 精神科 / 内科 / 認知症デイケア / 訪問看護

そよかぜ病院
SOYOKAZE HOSPITAL
徳島市名東町2丁目650番地の35 TEL.088 631 5135
<http://www.sei-ryu-kai.or.jp>



虹の橋病院グループ 充実のネットワーク

医療法人たかがわ

石井町石井 国道192号線沿

石井虹の橋クリニック



石井町石井字石井231-1 TEL:088-674-2311

先進医療機器の導入

マルチスライスCT(コンピュータ断層撮影) / 胃・大腸内視鏡

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	●	●	●	●	●	●
14:00～18:00	●	●	●	●	●	▲
※土曜日は17:30まで						



介護付有料老人ホーム
コートダジュール 虹の橋



住宅型有料老人ホーム
アムステルダム 虹の橋



サービス付き高齢者向け住宅
夢ビレッジ コッツウォルズ



住宅型有料老人ホーム
ビバリーヒルズ 虹の橋



サービス付き高齢者向け住宅
夢ビレッジ コペンハーゲン



住宅型有料老人ホーム
ローザンヌ 虹の橋



サービス付き高齢者向け住宅
アルザス・ロレーヌ 虹の橋



サービス付き高齢者向け住宅
ローテンプルク 虹の橋



ケアハウス(介護老人ホーム)
虹の橋ガーデン



24時間体制の介護サービスで
安心して快適なシニアライフを
サポート致します

お問い合わせ
088-633-1011
088-633-1005
入居お申し込み
※60歳以上の方、要介護認定もしくは要支援認定を受けている方。
※介護保険の介護サービスが介護保険に適用されている方。
■ひとり暮らしで生活に不安を感じている方
■退院後の療養が必要で自宅での生活が困難な方
■日常生活で介護を必要とする方



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

- 石井町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画 03

介護保険について

04

- 介護保険のしくみ 04
 - 介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます／特定疾病とは？
- 保険料の納め方 06
- 保険料はきちんと納めましょう 07
- 第1号被保険者(65歳以上)の保険料 08
- 第2号被保険者(40～64歳)の保険料 09
 - 国民健康保険に加入している方／職場の健康保険や共済組合などに加入している方
- 介護(介護予防)サービスを利用したい 10
- 介護(介護予防)サービス費用 12
 - 居宅サービス／施設サービス
- 高額介護(予防)サービス費等 13
- 介護保険で利用できるサービス 15

地域包括支援センター

28

- 地域包括支援センターではこんな仕事をしています 28

地域支援事業

30

- 介護予防・日常生活支援総合事業 30
- 介護予防・生活支援サービス事業／一般介護予防事業
- 認知症について 32
 - 認知症とは／認知症に関する相談窓口／どこで受診するの？／認知症の方への対応について／認知症初期集中支援チームについて／認知症サポーターの養成について

高齢者福祉事業等

34

- 高齢者外出支援事業／生活支援のノート／敬老会・金婚者激励会事業／敬老祝金／緊急通報装置貸与事業 34
- 困ったときは消費生活センターにご相談ください 35

医療機関情報

36

- 医療マップ1 36
- 医療マップ2 38
- 病院・診療所 40
- 歯科 40
- 薬局 40

広告

有限会社 久米プロパン店

石井町石井字石井455-4

☎ 088(674)2543

聞く使って
おいしく
節電

DELICIA
プロパン 気圧調整装置



営業

【平日】

8:30～19:00

【土曜・祝日】

8:30～18:00

休日 日曜日



ご本人もご家族にとっても安心の生活をサポートします。

デイサービスくつろぎでは、ご家族が急用で介護ができない場合
宿泊の対応もいたします。(介護保険適用外)



デイサービス

くつろぎ

石井町浦庄字上浦524-10

TEL:088-674-6210

医療法人 青鳳会



MIMA

協力病院 美摩病院

認知症対応型共同生活介護施設

グループホームみま石井

石井町浦庄字上浦524-9

TEL:088-674-0234

住み慣れた街で、安心して自分らしく過ごせるように...

・神経難病
・末期がん
・医療的ケア児
などの在宅医療を
提供します。



院長 馬木 良文

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:30 ~ 12:30 通常診療(予約不要)	●	●	●	●	●	●
(午後)訪問診療	■	■	■	—	■	■

□午後は訪問診療のみ
となっております。
神経難病や認知症、
摂食・嚥下障害の患者さんで、
訪問予約希望の方は
お電話ください。



**あおぞら内科 訪問看護ステーション
あおぞら内科 居宅介護支援センター**

看護師・理学療法士・作業療法士が訪問いたします。

〒776-0014 吉野川市鴨島町知恵島720-7

☎ 0883-36-9227



**ナーシングホーム
あおいそら**

児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護
を併設した療養通所介護施設です。

〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島876



NPO法人
**在宅医療ネットワーク
あおいそら**

神経難病・先天性疾患のお子様・重症心身障害児
(者)や末期がんなど、医療依存度の高い患者さん
やその家族を支援いたします。

☎ 0883-36-1121

医療法人 あおぞら内科

〒776-0010 吉野川市鴨島町知恵島720-7

☎ 0883-22-1311

いつでもお気軽にご連絡ください。

寝たきりの方も大丈夫！
車椅子の方も OK!



通所介護 定員 19 名

とおりゃんせ

利用時間：朝9時～夕方6時00分
お休み：お盆・お正月

石井町藍畑字高畑166-3

☎ 088-675-2861
FAX 088-675-0950



急に家族が 出かけるの...
安心して泊まれるところ
ないかしら?

お風呂

1人ずつ
ゆっくりと入ります

家族の帰りが遅いから
夕ご飯を食べてから
送ってほしいわ...

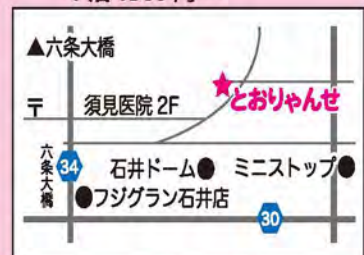
食事

あたたかい
手づくりごはんです



お泊り

お盆正月以外
いつでも泊まれます
1泊 1500 円 ~



NPO法人 あかねの和 〒779-3213 石井町藍畑字高畑166-3

石井町介護保険事業計画及び 高齢者保健福祉計画

基本理念

「第四次石井町総合発展計画」では、令和2(2020)年度を目標に、『太陽と緑の環境都市 いしい』を将来ビジョンとし、以下の3つの基本目標を定めています。

支え合い育て合う、人の輝くまちづくり
環境を考え暮らしを快適にするまちづくり
住民が主役の活力あふれるまちづくり

そして、分野別計画では、『安心と生きがいを培う保健・医療・福祉の充実』を掲げ、各施策に取り組むこととしています。

本計画の基本理念は、上位計画である「第四次石井町総合発展計画」の方針を踏まえ、地域包括ケアシステムのさらなる推進を目指すとともに第6期計画の基本理念を踏襲し、以下のように定めます。

健康でいきいきと
自分らしい暮らしができるまちづくり

「健康でいきいきと自分らしい暮らし」に資する地域包括ケアシステムのさらなる推進を目指し、介護サービスの充実・強化と在宅医療・介護の連携等、地域支援事業の充実を図ります。

高齢者が要介護状態等になっても、自分に合った暮らしの中で地域や周りの人との関わりを持ちながらいつまでも笑顔で暮らし続けていけるよう、本人とその家族や医療・介護・福祉等の関係者だけでなく、地域全体で支え合う仕組みづくりに取り組めます。

広 告

名 西 郡 医 師 会

訪問看護ステーション
居宅介護支援事業所



事業所番号 3661290001

名西郡石井町高原字東高原100-9

☎088-674-2178



日本医療機能
評価機構認定病院

医療法人徳寿会

鴨島病院

〒776-8588

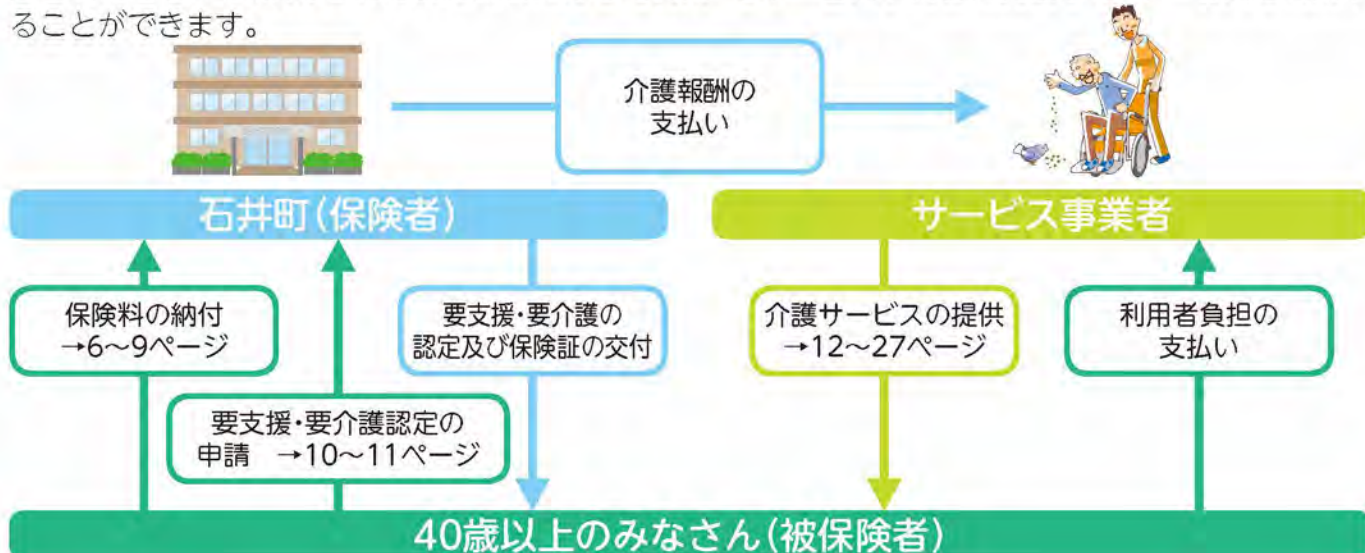
徳島県吉野川市鴨島町内原432番地

TEL 0883-24-6565

介護保険について

介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の方が納める介護保険料と税金で運営されています。介護や支援が必要と認定されたときには、決められた負担割合に応じた費用※をサービス事業者に支払って、サービスを利用することができます。



※利用者負担の割合

介護保険サービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割または2割もしくは3割です。

●2割、3割負担は①②を両方満たす場合

3割	①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額※1」が ●単身世帯＝340万円以上 ●2人以上世帯＝463万円以上
2割	①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額※1」が ●単身世帯＝280万円以上 ●2人以上世帯＝346万円以上
1割	上記以外の人

※1

「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額」となります。

広告

ケアプラン作成はお任せ下さい!

あい介護

◎ケアプラン
◎訪問介護
◎デイサービス
◎介護用品レンタル

関連事業

あい介護福祉サービス(有)
石井字重松680-1
☎ 088-675-3530

事業所番号 3671200198 / 3671200321 障害者番号 3611200019

省力化機械・各種試験検査装置

NDK

株式会社 NDK

□ 本社工場・営業本部 〒779-3223
名西郡石井町高川原字高川原1505番地
TEL: (088) 674-0018 / FAX: (088) 675-0764

□ 阿南工場・阿南営業所 〒779-1245
阿南市那賀川町中島888-1
TEL: (0884) 21-2233 / FAX: (0884) 21-2235

医療法人 有誠会

手束病院

石井町石井字石井434-1
TEL (088) 674-0024

介護老人保健施設
喜久寿苑
通所リハビリテーション

石井町高原字桑島561-1
TEL (088) 674-7755

有誠会グループは医療、福祉を通じて県民の皆様の長寿と健康に貢献できるよう努力してまいります。

介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

65歳以上の方
(第1号被保険者)

介護保険のサービスを利用できるのは

介護が必要と認定された方等です。

(病気やけがなど介護が必要となった原因にかかわらず、介護サービスの対象となります。)

要支援・要介護認定を受けた方、基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方

医療保険に加入している

40～64歳の方
(第2号被保険者)

介護保険のサービスを利用できるのは

老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された方です。

特定疾病(※)により、
要支援・要介護認定を受けた方

特定疾病とは？

(※)加齢に伴う老化が原因とされる病気で、16疾病が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 脊髄小脳変性症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 脊柱管狭窄症
- 初老期における認知症(アルツハイマー病等)
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 後縦靭帯骨化症
- 多系統萎縮症
- 早老症
- パーキンソン病関連疾患
- 関節リウマチ
- がん末期



広告

内科専門医・循環器内科・心療内科・糖尿病内科



文慶記念内科

日本内科学会 総合内科専門医
日本循環器学会 循環器専門医 香川哲也
日本超音波医学会 超音波専門医
・経鼻内視鏡・リハビリ理学療法士
・心療内科・終末期まで対応可能



☎642-8666 国府町中495
(国府支援学校前)

<http://www.myclinic.ne.jp/bunkei/pc/>

高杉病院

内科・外科・小児科・整形外科
脳神経外科・リハビリテーション科

国府町芝原字天満25-1

☎(088)642-7474

サービス付き高齢者向け住宅
有料老人ホーム

みどりの里

国府町芝原字天満24-15
☎(088)642-7473

(有)明日香ライフケア

笑顔で始まる、まごころ介護

- ◎訪問介護 ◎介護タクシー
- ◎指定居宅介護支援
- ◎明日香デイサービス
- ◎障害福祉サービス

石井町浦庄字下浦339-3

☎088-675-3701

FAX 088-675-3702

保険料の納め方

介護保険の財源は、国や地方自治体の負担と、40歳以上の方が納める保険料で賄われています。

第2号被保険者 (40～64歳)の方

国民健康保険に加入している方

- 医療保険分と介護保険分及び後期高齢者支援金を合わせて、国民健康保険税(料)として納めます。

職場の健康保険や共済組合などに加入している方

- 医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

年金が年額18万円以上の方⇒年金から天引き

特別徴収

- 年金の定期払い(年6回)の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。
- 遺族年金と障害年金の受給者も対象となります。

〈特別徴収対象の方でも、普通徴収になる場合があります〉

- ◆ 年度の途中で65歳になった方
- ◆ 年度の途中で年金の受給が始まった方
- ◆ 年度の途中で他の市町村から転入した方
- ◆ 年度の途中で所得段階の区分が変更になった方 など

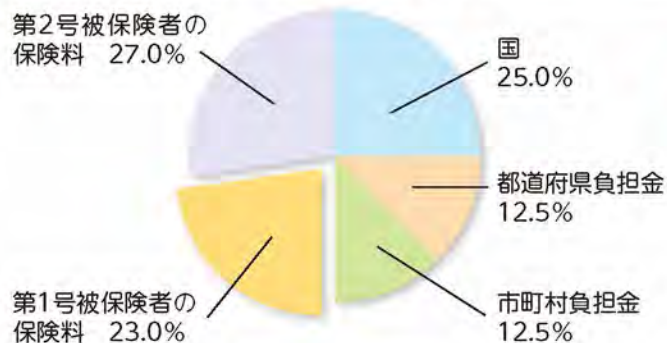
年金が年額18万未満の方⇒納付書・口座振替

普通徴収

- 送付される納付書で個別に納めます。

第1号被保険者 (65歳以上)の方

2018年4月より第1号被保険者の負担割合が22%から23%に変わりました



広 告

 **阿波銀行**

 **徳島銀行**

 **四国銀行**

石井町金融懇談会

口座振替をご利用ください！

保険料の納め忘れがないよう、便利で確実な口座振替をお勧めします。

手続き方法

保険料納付書、預貯金通帳、印鑑(通帳の届出印)を持って、町が指定する金融機関へお申し出ください。



保険料はきちんと納めましょう

介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあうという理念のもとに成り立っています。サービスを利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が被保険者となり、定められた保険料を納めなければなりません。

保険料を滞納していると…

1年以上滞納すると

支払方法が変更になります

利用者がサービスを利用したときの費用の全額をいったん自己負担し、申請により、後で保険給付分が支払われます。(支払方法の変更が保険証に記載されます。)

1年6か月以上滞納すると

保険給付が一時差し止められます

サービスを利用したときの費用の全額が自己負担となり、申請後も保険給付の一部または全額が一時的に払い戻しされなくなります(一時差し止め)。なお滞納が続くと、差し止められていた金額が滞納していた保険料にあてられることになります。

2年以上滞納すると

利用者負担が引き上げられます

2年以上の未納期間があると、滞納した期間に応じて、利用者負担が引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。



災害や失業などのやむを得ない事情で一時的に保険料を納めることが難しくなったときは、徴収の猶予や減免が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに石井町長寿社会課までご相談ください。

広 告

写真は
未来の宝物

阿部写真館
TEL:088-674-0114
石井町石井字石井380-10(石井駅前)

**お住いを
害虫から守る!**

シロアリ徳島

(社)日本しろあり対策協会会員
徳島県005
徳島県しろあり協会指定工事店
名西郡石井町石井
☎(088)674-2278

電気 **水道**

快適な暮らしのお手伝いをサポート

久米ポンプ店

■ 営業時間:9:00~19:00 / 定休日:日曜・祝日 ■

省エネ家電、ポンプ、給湯器、蛇口の取り替えなど
水まわりのトラブル、住まいのお困りごとは是非
当店までお電話ください。

Pあり

TEL:088-674-1627
住所:石井町高川原字高川原80-1
FAX:088-674-1689

第1号被保険者(65歳以上)の保険料

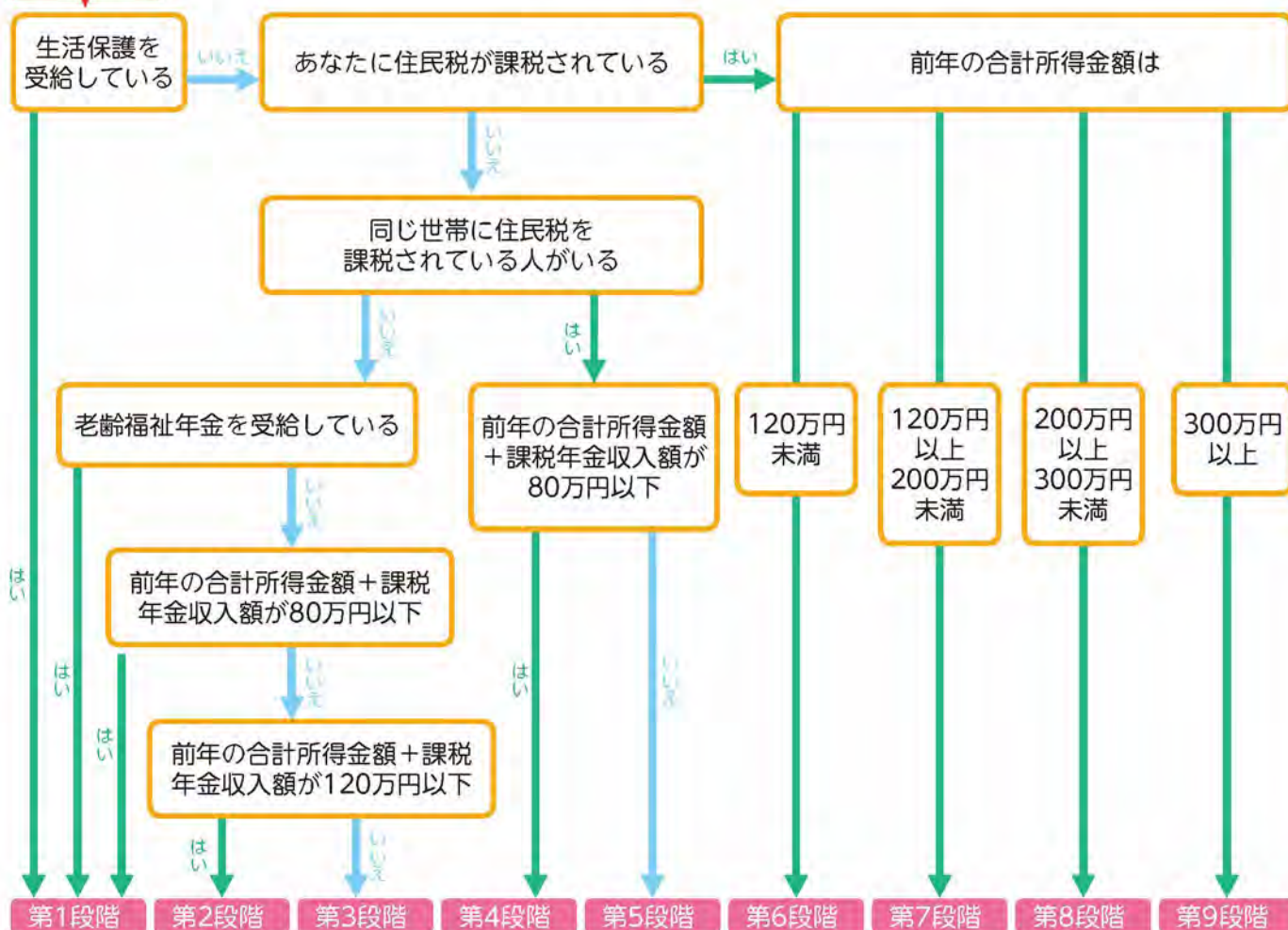
介護保険料 基準額 年額76,800円(月額6,400円)

第1号被保険者(65歳以上)の方の介護保険料は、石井町が介護保険の運営をするために必要な費用の総額(利用者負担分は除く)のうち、第1号被保険者負担割合(23%)に応じて基準額が決まります。

一人ひとりの保険料については、所得段階に応じて決められます。

平成31年度石井町の介護保険料について

スタート



所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している人及び住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している人及び住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.375	28,800円
第2段階	●住民税非課税世帯で第1段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額 ×0.625	48,000円
第3段階	●住民税非課税世帯で第2段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.725	55,700円
第4段階	●同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	69,100円

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第5段階	● 同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている人	基準額 ×1.00	76,800円
第6段階	● 住民税が課税されている人で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	92,100円
第7段階	● 住民税が課税されている人で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.30	99,800円
第8段階	● 住民税が課税されている人で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.50	115,200円
第9段階	● 住民税が課税されている人で、合計所得金額が300万円以上の人	基準額 ×1.70	130,500円

第2号被保険者(40～64歳)の保険料

第2号被保険者(40～64歳)の方の保険料は、国民健康保険や職場の健康保険など、本人が加入している医療保険の算定方式にもとづいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

国民健康保険に加入している方

国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

介護保険料	所得割	均等割	平等割	資産割	
=	第2号被保険者の所得に応じて計算	+	第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算	+	第2号被保険者の固定資産税額に応じて計算

※介護保険料と国民健康保険税(料)の賦課限度額は別々に決められます。

職場の健康保険や共済組合などに加入している方

介護保険料	給与(標準報酬月額)及び 賞与(標準賞与額)	×	介護保険料率
=			

※40～64歳までの被扶養者は保険料を個別に納める必要はありません。



介護(介護予防)サービスを利用したい

～申請からサービス利用までの流れ～

- 介護(介護予防)サービスを利用するには、町への要支援・要介護認定申請が必要です。
- 介護度により、利用できるサービスの種類や総額が異なります。

1 相談します

石井町の担当窓口で相談します

- 介護サービスや介護予防サービスを利用したい人
- 介護や支援が明らかに必要とされる人



など

- 介護予防に取り組みたい人
- どんなサービスを利用したらいいのかわからない人



など

- 65歳以上のすべての人

2 要介護・要支援認定の申請または基本チェックリストの実施

適切なサービスを提供するため心身の状況を調べます

要介護・要支援認定の申請をします

石井町長寿社会課の窓口で申請をします。申請は、本人や家族のほか、に居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険の保険証
 - 医療保険の保険証(40～64歳の人のみ)
- ※このほかに、本人や代理人の身元確認およびマイナンバー確認の書類などが必要です。

基本チェックリストを受けます

基本チェックリストとは介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動、口腔、栄養などの25項目について「はい」「いいえ」で答える質問票です。

- ※一般介護予防事業のみ利用の場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。
- ※40～64歳の人は、要介護認定の申請をしてください。

広 告

青藍

居宅介護支援事業所

☎088-674-1226

特別養護老人ホーム 青藍荘

青藍 短期入所生活介護事業所

青藍居宅介護支援事業所 TEL: 088-674-1226

ケアハウスオブリガードハウス TEL: 088-674-9988

石井町高原字中須 8 番 1

3 認定調査・判定

認定された区分により、利用できるサービスが異なります

調査を行います

町の調査員などが自宅を訪問して心身の状況を聞きとり調査し、コンピュータで判定します。

主治医意見書とともに、介護認定審査会で審査し、以下の区分に判定(二次判定)されます。

要介護1～5

サービスを利用することで生活機能の維持や改善を図ることが適切な人

要支援1・2

要介護状態が軽く、サービスを利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人

介護予防・生活支援サービス事業対象者

(基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人)

介護や支援を必要としない人

サービスの利用

ケアプランや介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します

介護サービスを利用できます

在宅でサービスを利用する場合 ▶P15～

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが作成したケアプラン原案をもとに、利用者と家族、ケアマネジャー、サービス事業者で話しあい、ケアプランを作成します。

施設に入所する場合 ▶P24～

入所を希望する介護保険施設に直接申し込みます。施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

介護予防サービスを利用できます ▶P15～

地域包括支援センターで課題を分析し、目標を決めて、介護予防ケアプランを作成します。

介護予防・日常生活支援総合事業 を利用できます ▶P30

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

広告

永和居宅介護支援事業所

ケアプラン
住宅改修
福祉用具貸与



お気軽にお問い合わせ下さい【徳島県指定事業所】
徳島県名西郡石井町高原字東高原 13-1
TEL 088-675-1235
FAX 088-675-1240

あなたの街の電気屋さん♪

有限会社 細井燃料店

■ 営業時間 / 9:00～20:00 ■
【定休日 / 日曜・祝日】

LPガス、家電の取り扱いをしています。
あなたの街の電気屋さんとして人との出会いを大切に、お客様と共に喜び感動させる快適な暮らしをサポートします。

TEL : 088-674-1263
石井町石井字石井409-7
FAX: 088-674-1369

農産物直売

石井町農業振興グループ

百姓一

石井町石井字重松 639-5

☎ (088) 674-7377

介護(介護予防)サービス費用

居宅サービス

居宅サービスを利用した場合、介護度区分ごとに定められた利用限度額以内であれば、かかった費用の決められた負担割合分が自己負担となります。上限を超えてサービスを利用した場合、その超過した費用分は全額自己負担となります。



介護度区分	利用限度額 (1か月あたり)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。

- 要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

基準費用額 1日あたりの施設における居住費等・食費の平均的な費用を勘案して定める額

- 居住費等：ユニット型個室2,006円、ユニット型個室的多床室1,668円
従来型個室1,668円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円)
多床室377円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円)
- 食費：1,392円
- 低所得の人が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額(日額)までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます。(特定入所者介護サービス費等)

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※ただし、①②のいずれかの場合は、対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える

高額介護(予防)サービス費等

●利用者負担が高額になったとき

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担額には月々の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担額が上限を超えたときは、高額介護(予防)サービス費として超えた分が払い戻されます。

利用者負担段階区分	限度額
●現役並み所得者	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円※
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

●現役並み所得者とは

同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人が出て、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人

※同じ世帯にいる65歳以上の人(サービスを利用していない人も含む)の利用者負担の割合が1割のみの世帯には、令和2年7月までに限り年間446,400円を上限とする緩和措置があります。

広 告

徳島の山あいであって
抗生物質ゼロの特別飼育鶏

神山鶏
KAMIYAMA DORI
特別飼育鶏

阿波すだち鶏
AWA SUDACHI DORI
特別飼育鶏

鳥獣のまんがに。

イシイフーズ
ISHII FOODS

株式会社イシイフーズ
779-3224 石井町高川原宇加茂野65 TEL.088-675-1122
<http://www.ishiifoods.co.jp>

●介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

介護保険と医療保険における1年間(毎年8月～翌年7月)の両方の自己負担額が高額になった場合に、自己負担を軽減する制度として高額介護合算療養費制度があります(高額医療合算介護(予防)サービス費)。

高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額(年額/8月～翌年7月)

所得(基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税 非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護(介護予防)サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。



介護保険で利用できるサービス

》 居宅サービス

サービスの利用についての相談

要介護 1～5の方	● 居宅介護支援 ケアマネジャー(介護支援専門員)がケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。	ケアプランの作成及び相談は無料です。 (全額を介護保険で負担します。)
要支援 1・2の方	● 介護予防支援 地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して、介護予防サービスを利用できるよう支援します。	

訪問サービス

要介護 1～5の方	● 訪問介護 ホームヘルパーが訪問し、身体介護(食事、入浴、排せつのお世話、衣類やシーツの交換、病院の付き添い等)や生活援助※(住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理等)を行います。	● 自己負担(1割)のめやす 身体介護中心 20分以上30分未満 249円 生活援助中心 20分以上45分未満 182円 ※早朝・夜間・深夜などの加算があります。
	● 共生型訪問介護 障がいをお持ちの方に対して、障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所が訪問介護を行います。	● 自己負担(1割)のめやす 居宅介護事業所の場合：訪問介護と同様 重度訪問介護の場合：訪問介護の費用に93/100を乗じた額

※生活援助の家事については、①要介護者がひとり暮らしのため、または②同居家族等の障害・疾病等のため、要介護者・家族等が自ら行うことが困難な家事で、日常生活上必要なものとされています。

広告

ケアプラン作成はお任せ下さい!



関連事業

- ◎ケアプラン
- ◎訪問介護
- ◎デイサービス
- ◎介護用品レンタル




あい介護福祉サービス(有)

石井字重松680-1

☎ 088-675-3530

事業所番号 3671200198 / 3671200321 障害者番号 361120019

訪問サービス

要介護 1～5の方	●訪問入浴介護 移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。	●自己負担(1割)のめやす 1回 1,256円
要支援 1・2の方	●介護予防訪問入浴介護 移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。	●自己負担(1割)のめやす 1回 849円

訪問サービス

要介護 1～5の方	●訪問リハビリテーション 通院・通所等の困難な場合、リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。	●自己負担(1割)のめやす 1回 292円
要支援 1・2の方	●介護予防訪問リハビリテーション 通院・通所等の困難な場合、専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。	

訪問サービス

要介護 1～5の方	●居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。	●自己負担(1割)のめやす 医師・歯科医師の場合(月2回まで) 509円 医療機関の薬剤師の場合(月2回まで) 560円 薬局の薬剤師の場合(月4回まで) 509円 歯科衛生士等の場合(月4回まで) 356円
要支援 1・2の方	●介護予防居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。	

— 広 告 —

歯科・歯科口腔外科

訪問診療しています

かさい歯科医院

自立支援ケア会議歯科代表

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	●	●	●	●	●	●
14:30～19:00	●	●	●	／	●	●

石井町高原字関105
(森永乳業跡東隣)

<http://kasaidentalclinic.com/>



☎(088)674-9393

訪問サービス

要介護 1～5の方	●訪問看護 看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。	●自己負担(1割)のめやす 病院・診療所から30分未満 397円 訪問看護ステーションから30分未満 469円
要支援 1・2の方	●介護予防訪問看護 看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。	●自己負担(1割)のめやす 病院・診療所から30分未満 380円 訪問看護ステーションから30分未満 449円

通所サービス

要介護 1～5の方	●通所介護 デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。 ・運動機能の向上 ・口腔機能向上 ・栄養改善 などのメニューを選べます。	●自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設7～8時間未満の場合】 <table><tr><td>要介護1</td><td>648円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>765円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>887円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>1,008円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>1,130円</td></tr></table> ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。	要介護1	648円	要介護2	765円	要介護3	887円	要介護4	1,008円	要介護5	1,130円
	要介護1	648円										
要介護2	765円											
要介護3	887円											
要介護4	1,008円											
要介護5	1,130円											
	●共生型通所介護 障がいをお持ちの方に対して、障害福祉制度における生活介護、自立訓練の指定を受けた事業所が通所介護を行います。	●自己負担(1割)のめやす 通所介護の費用に93/100を乗じた額										

広 告



NPO法人(特定非営利活動法人)

ふれあい藤の花

介護保険ではできないどんな小さな作業等もお受けします。
 お気軽にご相談ください。

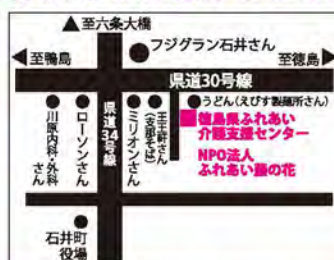
☎(088)674-8004

グループ会社

(有)渡邊工務店 <国土交通省登録>

(有)のぞみハウジング

全国仲介連合会 石井支部



地域密着型通所介護事業所
 合同会社 徳島県ふれあい介護支援センター

ふれあいデイサービス

地域密着型通所介護
 (石井町内在住の方)

☎(088)674-7915



ご見学
 無料体験

受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

〒779-3222 石井町高川原字天神671-3(フジグラン石井向かい・3階建てビル)

通所サービス

要介護 1～5の方	● 通所リハビリテーション 介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。 ・口腔機能向上 ・栄養改善 などのメニューを選べます。	● 自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設7～8時間未満の場合】 <table><tr><td>要介護1</td><td>716円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>853円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>993円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>1,157円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>1,317円</td></tr></table> ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。	要介護1	716円	要介護2	853円	要介護3	993円	要介護4	1,157円	要介護5	1,317円
要介護1	716円											
要介護2	853円											
要介護3	993円											
要介護4	1,157円											
要介護5	1,317円											
要支援 1・2の方	● 介護予防通所 リハビリテーション 介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。 ・運動器機能向上 ・口腔機能向上 ・栄養改善 などのメニューを選べます。	● 自己負担(1割)のめやす(1か月) <table><tr><td>要支援1</td><td>1,721円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>3,634円</td></tr></table> ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。(運動器機能向上225円/月、口腔機能向上150円/月、栄養改善150円/月)	要支援1	1,721円	要支援2	3,634円						
要支援1	1,721円											
要支援2	3,634円											

広 告

**リハビリ中心の
デイサービスです!**



デイサービスセンター **enjoy**
株式会社 園山会

〒776-0001 徳島県吉野川市鴨島町牛島2116-1
TEL0883-36-9860

虹の橋病院グループ

サービス付き高齢者向け住宅
ローテンプルク 虹の橋



デイケア ミハス
徳島県名西郡石井町石井字石井231-1
(石井虹の橋クリニック2階)

理学療法士・作業療法士による
充実したリハビリが受けられます

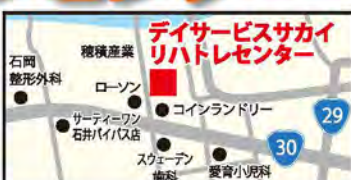
送迎サービス	入浴サービス
健康管理	食事サービス
機能訓練	レクリエーション

お問い合わせは ☎ 088-674-2352

**リハビリトレーニングで
輝きのある生活を!**

1日3時間の
デイサービス

サカイリハトレセンター

TEL:088-677-3123 国府町桜間字銭亀33-3

短期間施設に泊まる(ショートステイ・生活)

要介護 1～5の方	●短期入所生活介護 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。	●自己負担(1割)のめやす(1日) 【介護老人福祉施設・併設型の施設の場合】 <table><tr><th>要介護度</th><th>従来型個室</th><th>多床室</th><th>ユニット型</th></tr><tr><td>要介護1</td><td>586円</td><td>586円</td><td>684円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>654円</td><td>654円</td><td>751円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>724円</td><td>724円</td><td>824円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>792円</td><td>792円</td><td>892円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>859円</td><td>859円</td><td>959円</td></tr></table>	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型	要介護1	586円	586円	684円	要介護2	654円	654円	751円	要介護3	724円	724円	824円	要介護4	792円	792円	892円	要介護5	859円	859円	959円
要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型																							
要介護1	586円	586円	684円																							
要介護2	654円	654円	751円																							
要介護3	724円	724円	824円																							
要介護4	792円	792円	892円																							
要介護5	859円	859円	959円																							
要支援 1・2の方	●介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴や、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。	●自己負担(1割)のめやす(1日) 【介護老人福祉施設・併設型の施設の場合】 <table><tr><th>要支援度</th><th>従来型個室</th><th>多床室</th><th>ユニット型</th></tr><tr><td>要支援1</td><td>438円</td><td>438円</td><td>514円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>545円</td><td>545円</td><td>638円</td></tr></table>	要支援度	従来型個室	多床室	ユニット型	要支援1	438円	438円	514円	要支援2	545円	545円	638円												
要支援度	従来型個室	多床室	ユニット型																							
要支援1	438円	438円	514円																							
要支援2	545円	545円	638円																							

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期間施設に泊まる(ショートステイ・医療)

要介護 1～5の方	●短期入所療養介護 介護老人福祉施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。	●自己負担(1割)のめやす(1日) 【介護老人保健施設の場合】 <table><tr><th>要介護度</th><th>従来型個室</th><th>多床室</th><th>ユニット型</th></tr><tr><td>要介護1</td><td>755円</td><td>829円</td><td>835円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>801円</td><td>877円</td><td>880円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>862円</td><td>938円</td><td>942円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>914円</td><td>989円</td><td>995円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>965円</td><td>1,042円</td><td>1,046円</td></tr></table>	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型	要介護1	755円	829円	835円	要介護2	801円	877円	880円	要介護3	862円	938円	942円	要介護4	914円	989円	995円	要介護5	965円	1,042円	1,046円
要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型																							
要介護1	755円	829円	835円																							
要介護2	801円	877円	880円																							
要介護3	862円	938円	942円																							
要介護4	914円	989円	995円																							
要介護5	965円	1,042円	1,046円																							
要支援 1・2の方	●介護予防短期入所療養介護 介護老人福祉施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。	●自己負担(1割)のめやす(1日) 【介護老人保健施設の場合】 <table><tr><th>要支援度</th><th>従来型個室</th><th>多床室</th><th>ユニット型</th></tr><tr><td>要支援1</td><td>580円</td><td>613円</td><td>623円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>721円</td><td>768円</td><td>781円</td></tr></table>	要支援度	従来型個室	多床室	ユニット型	要支援1	580円	613円	623円	要支援2	721円	768円	781円												
要支援度	従来型個室	多床室	ユニット型																							
要支援1	580円	613円	623円																							
要支援2	721円	768円	781円																							

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

施設に入って利用する居宅サービス

要介護 1～5の方	● 特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。	● 自己負担(1割)のめやす(1日) <table><tr><td>要介護1</td><td>536円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>602円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>671円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>735円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>804円</td></tr></table>	要介護1	536円	要介護2	602円	要介護3	671円	要介護4	735円	要介護5	804円
要介護1	536円											
要介護2	602円											
要介護3	671円											
要介護4	735円											
要介護5	804円											
要支援 1・2の方	● 介護予防特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどで食事や入浴、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。	● 自己負担(1割)のめやす(1日) <table><tr><td>要支援1</td><td>181円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>310円</td></tr></table>	要支援1	181円	要支援2	310円						
要支援1	181円											
要支援2	310円											

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。



— 広 告 —

青 藍

短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム 青藍荘

☎ 088-674-1230

青藍居宅介護支援事業所

TEL : 088-674-1226

ケアハウスオブリガードハウス

TEL : 088-674-9988

石井町高原字中須 8 番 1

住宅を改修する

要介護 1～5の方	● 住宅改修 生活環境を整えるための住宅の小規模な改修にかかる費用が、住宅改修費として支給されます。(自己負担1～3割)	● 利用限度額 20万円まで(原則生涯に1回、数回に分割可) ※引越をした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度20万円まで利用することができます。 【申請が必要です／改修前／改修後】 ★申請までにケアマネジャー等にご相談ください。 ●「申請書」「領収書」などを長寿社会課へご提出ください。
要支援 1・2の方	● 介護予防住宅改修 生活環境を整えるための住宅の小規模な改修にかかる費用が、住宅改修費として支給されます。(自己負担1～3割)	
介護保険 の対象と なる工事	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事 ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。	

広 告

石井町で **板金・リフォーム** に関するご相談なら
当社におまかせください!



KB 安心保障の一般技能士の店 知事賞受賞
株式会社 **木内板金**

建築板金工事 リフォーム 各種板金加工
屋根・外壁工事 雨樋修理

TEL(088)674-3640

あなたの暮らしを応援し隊

(有)ひぐち電機

石井町石井字石井505-9

電池・電球など小物商品も
取りそろえています。
お気軽にお立ち寄り下さい。

☎088-674-0510 FAX 088-674-9037

新築・増改築・リフォーム・・・
当社におまかせ下さい!

株式会社 市原建設工房

いちほら
建設工房

小さな修理からでもお気軽にご相談下さい。



鴨島町内原224-2

☎(0883)24-6218
FAX(0883)22-1854
☎0120-114-385

E-mail: ichihara@mirror.ocn.ne.jp

サッシ・ガラス・リフォーム
お家のことなら何でも!

増改築相談員登録認定店
安心できる住まい
作りお手伝いします

**リフォーム工房
金沢ガラス**

LIXIL
取扱店

TEL:088-642-8337
徳島市国府町早瀬 237-3 FAX:642-5028

当社におまかせ下さい!

ちよつとした工事 お急ぎの工事 リフォーム 新築
中古住宅 耐震 増築



Original Frame & Urushan Panel
F&P

●ゼロエネルギー100年住宅
●省エネ健康住宅 ●断熱・気密化工事
●免震住宅 ●耐震改修 ●太陽光発電
●オール電化住宅 ●介護改修工事の
ご相談は、当社へどうぞ!

有限会社 **片岡工務店**

吉野川市鴨島町西麻植字広畑127 FAX(0883)22-1887
TEL(0883)24-2559
詳しくはホームページをご覧ください。 <http://kataoka3.jp/>

**水回りトラブル
水もれ・つまり**

お任せ下さい! 早い 親切 丁寧 確実



トイレのつまりあふれ 蛇口の水道修理・交換 トイレタンクの故障 排水のつまり(排水・汚水とも) 下水のつまり ボイラーの修理・点検

○水道工事全般・漏水調査
○キッチン・バス・トイレ リフォーム
○オール電化・太陽光発電・蓄電池
○ボイラー各種(ガス・石油・電気)修理、点検、取替
○LPガス販売

—— お見積りは、無料です! ——
(有)カトー金物総合センター
☎088-674-0829
藍知字高知497-2 ☎088-675-0838

福祉用具を借りる

種 類	要支援1・2	要介護2～5	要介護4・5
	要介護1		
①車いす	×	○	○
②車いす付属品(クッション、電動補助装置等)	×	○	○
③特殊寝台	×	○	○
④特殊寝台付属品(サイドレール等)	×	○	○
⑤床ずれ防止用具	×	○	○
⑥体位変換器	×	○	○
⑦手すり(工事をとみなわないもの)	○	○	○
⑧スロープ(工事をとみなわないもの)	○	○	○
⑨歩行器	○	○	○
⑩歩行補助つえ	○	○	○
⑪認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)	×	○	○
⑬自動排泄処理装置	△※	△※	○

○…利用できます

△…一部利用できます ※尿のみを吸引するものであれば利用できます。

×…原則として利用できません(介護支援専門員にご相談ください)

月々の利用限度額内で実際にかかった費用の1割～3割を自己負担します。

※用具の種類、事業者によって貸し出し料が異なります。

2018年10月より商品ごとの全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。

広 告

介護保険福祉用具貸与・販売・住宅改修・補装具・日常生活用具取扱店

介護用品・福祉用具 専門店
 **株式会社 アスカ**
 ascare 事業所番号：3671700452

在宅介護でお困りの方、お気軽にご相談ください。

営業時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00

休業日 日曜日・祝日



〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島506番地1

TEL 0883-26-1227 FAX 0883-26-1228

福祉用具を買う

要介護 1～5の方	● 特定福祉用具購入 ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用のリフトのつり具の部分	● 利用限度額 年間10万円まで (毎年4月1日から1年間) 【申請が必要です】 ● いったん全額を自費で事業者にお支払いください。 ● 「申請書」「領収書」「パンフレット」などを町の窓口へご提出ください。 ● 利用限度額の範囲内の7～9割分が払い戻されます。 ※ 指定を受けた事業者から購入した場合に限ります。
要支援 1・2の方	● 特定介護予防福祉用具購入 ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用のリフトのつり具の部分	



広告

福祉用具レンタル・販売

まこと福祉の店

福祉用品 介護用品 健康機器

福祉用具貸与事業指定
 介護予防福祉用具貸与事業指定
 特定福祉用具販売事業指定
 特定介護予防福祉用具販売事業指定
 介護保険許可事業所番号 3671200214
 生活保護法指定 生介第1502号
 住宅改修
 毒物劇物一般販売業登録 6-1007号

(有)エヌティーコーポレーション

石井町石井字石井505-8

TEL 088-675-1510

FAX 088-675-3273



豊富な実績と信頼の技術でお応えする!!

階段昇降機 試乗できます!
ホームエレベーター
段差解消機 見積無料

TEL 0120-295189

どんなに古くなった
 エレベーター
 エスカレーター
 リニューアル致します!

●販売施工
 ●法定検査
 ●メンテナンス
 ●改造修理



三木忠電機株式会社

TEL (088)622-7851(代) FAX 654-3613

徳島市末広5丁目3-36 三木忠エレベーター 検索Q

施設(介護)サービス

生活介護が中心の施設

要介護
1～5[※]
の方

●介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常に、介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事、入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

●施設サービス費の1割のめやす(1日)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型
要介護1	559円		638円
要介護2	627円		705円
要介護3	697円		778円
要介護4	765円		846円
要介護5	832円		913円

※多床室とは、4人部屋等の個室以外の居室

※ユニット型個室とは、少人数ごとに共同生活空間(リビング)がある個室

※2015年4月から新規入所は原則として要介護3以上の人となりました。

介護やリハビリが中心の施設

要介護
1～5の方

●介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

●施設サービス費の1割のめやす(1日)

介護度	従来型個室	多床室	ユニット型
要介護1	701円	775円	781円
要介護2	746円	823円	826円
要介護3	808円	884円	888円
要介護4	860円	935円	941円
要介護5	911円	989円	993円

※多床室とは、4人部屋等の個室以外の居室

※ユニット型個室とは、少人数ごとに共同生活空間(リビング)がある個室

広 告

特別養護老人ホーム 青藍荘

青 藍 短期入所生活介護事業所

☎ 088-674-1230

青 藍 居 宅 介 護 支 援 事 業 所

TEL : 088-674-1226

ケアハウスオブリガードハウス

TEL : 088-674-9988

石井町高原字中須 8 番 1

医療が中心の施設

要介護
1～5^{*}
の方

●介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や介護などを受けられます。2018年度から2023年度末にかけて、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」に転換されます。

●施設サービス費の1割のめやす(1日)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型
要介護1	645円	749円	771円
要介護2	748円	853円	875円
要介護3	973円	1,077円	1,099円
要介護4	1,068円	1,173円	1,195円
要介護5	1,154円	1,258円	1,280円

※多床室とは、4人部屋等の個室以外の居室

※ユニット型個室とは、少人数ごとに共同生活空間(リビング)がある個室



》地域密着型サービス

施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費等は別途必要です。

グループホーム

要介護 1～5の方	● 認知症対応型共同生活介護 認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。	● 自己負担(1割)のめやす(1日) 【1ユニットの場合】												
要支援 2の方	※要支援1の方はご利用になれません。	<table><tr><td>要支援2</td><td>757円</td></tr><tr><td>要介護1</td><td>761円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>797円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>820円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>837円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>854円</td></tr></table>	要支援2	757円	要介護1	761円	要介護2	797円	要介護3	820円	要介護4	837円	要介護5	854円
要支援2	757円													
要介護1	761円													
要介護2	797円													
要介護3	820円													
要介護4	837円													
要介護5	854円													

日帰りのサービス

要介護 1～5の方	● 認知症対応型通所介護 認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。	● 自己負担(1割)のめやす(1日) 【7時間以上8時間未満の場合】 【単独型の場合】														
要支援 1・2の方		<table><tr><td>要支援1</td><td>856円</td></tr><tr><td>要支援2</td><td>956円</td></tr><tr><td>要介護1</td><td>989円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>1,097円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>1,204円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>1,312円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>1,420円</td></tr></table>	要支援1	856円	要支援2	956円	要介護1	989円	要介護2	1,097円	要介護3	1,204円	要介護4	1,312円	要介護5	1,420円
要支援1	856円															
要支援2	956円															
要介護1	989円															
要介護2	1,097円															
要介護3	1,204円															
要介護4	1,312円															
要介護5	1,420円															



通所サービス

要介護
1～5の方

●地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(1日)

【7時間以上8時間未満の場合】

要介護1	739円
要介護2	873円
要介護3	1,012円
要介護4	1,150円
要介護5	1,288円

複合的なサービス

要介護
1～5の方

●小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

●自己負担(1割)のめやす(1か月)

【同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合】

要支援1	3,418円
要支援2	6,908円
要介護1	10,364円
要介護2	15,232円
要介護3	22,157円
要介護4	24,454円
要介護5	26,964円

要支援
1・2の方

地域包括支援センター

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となって高齢のみなさんの支援を行います。3人はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えます。



主任ケアマネジャー



保健師



社会福祉士



地域包括支援センターでは こんな仕事をしています

自立して生活できるよう支援します

- 要支援1・2および事業対象者と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。
- 支援や介護が必要となるおそれの高い人などは、市区町村が行う介護予防事業を利用できます。



広告

介護保険福祉用具貸与・販売・住宅改修・補装具・日常生活用具取扱店



介護用品・福祉用具 専門店

株式会社 **アスカア**

事業所番号：3671700452

在宅介護でお困りの方、お気軽にご相談ください。

営業時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00

休業日 日曜日・祝日



未来(あす)思考の福祉をめざす!!



〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島506番地1

TEL 0883-26-1227 FAX 0883-26-1228

なんでもご相談ください

- 高齢のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。

みなさんの権利を守ります

- 高齢のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。



さまざまな方面からみなさんを支えます

- みなさんを支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワーク作りに力を入れます。

このほかにも、地域の実情に合わせて支援をします。

広告

IHK 石井町有線放送農業協同組合

石井CATV

ビカラ 光ねっと 光でんわ

石井CATV 検索

申し込み受付中!

石井CATV <http://www.ihk.or.jp/>

石井町高川原字高川原69-5

088-674-7667

FAX:088-674-8469 / IP:050-8800-7667

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。
「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、従来の介護予防訪問介護等のサービスに限らず、多様な実施主体によりさまざまなサービスの提供を行います。

●訪問型サービス

入浴、排せつ、食事等の介護などの身体介護や、調理、買い物、掃除など生活援助のサービスを行っています。

●通所型サービス

施設において一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援及び機能訓練を行っています。

●その他の生活支援サービス

配食(栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの)

●介護予防ケアマネジメント

心身や環境等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行っています。

介護予防についての相談は地域包括支援センターへ

介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスの利用について、わからないことや相談があるときは、石井町長寿社会課または地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。

石井東部 地域包括 支援センター	住所	石井字城ノ内563
	電話	088-674-7265

担当地区:石井地区(重松を除く)、高川原地区

石井西部 地域包括 支援センター	住所	浦庄字上浦157-11
	電話	088-675-3722

担当地区:石井字重松、浦庄地区、高原地区、藍畑地区

一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上なら誰でも利用できるサービスです。

●地域リハビリテーション活動支援事業

いつまでも健康で楽しく過ごしていただけるよう、介護予防や認知症予防に効果がある「いきいき百歳体操」を推進しています。

5人以上のグループであるなどの条件を満たしている団体には、理学療法士を派遣します。

次のサロンで実施しておりますので、石井町長寿社会課にお問い合わせください。

》いきいき100歳体操実施サロン(令和元年10月1日時点)

主催名	曜日	時間	場所
重松藤クラブ	月	9時～	重松農業構造改善センター
石井中央藤クラブ	月	13時30分～	石井町地域防災交流センター
おれんじはうす	月・木	13時～	おれんじはうす
永寿クラブ	水	10時～	公民館石井分館
いどばたサロン	水	10時30分～	城ノ内地区集会所
気延・絆クラブ	木	13時～	石井小学校尼寺分校
本利寿クラブ	第3日	13時～16時	利包消防団詰所
いきいき福寿会	月	13時30分～	下浦東農業構造改善センター
大万女性和みの会	水	14時～	大万農業構造改善センター
えがお	木	10時～	白鳥消防団詰所
下浦南楽寿会	木	10時～	下浦南集会所
浦庄フレンドリーズ	火	10時～	公民館浦庄分館
高原みんなの体操クラブ	火	10時～	公民館高原分館
関かるた会	木	10時～	関農業構造改善センター
平島みんなの体操クラブ	金	10時～	平島教育センター
高原東みんなの体操クラブ	土	10時～	高原東多目的研修施設(王子神社内)
平島長寿クラブ	第2日	13時30分～	平島福祉会館
ひかり	火	10時30分～	デイサービスセンターひかりの家
あいあいサロン	金	10時～	公民館藍畑分館
竜王百歳体操クラブ	金	10時～	竜王集会所
健生石井クリニック	月	14時～	健生石井クリニック
フジグラン石井	金	13時～	フジグラン石井
高川原中央ふじクラブ	第2・4日	9時～	公民館高川原分館
高川原東部クラブ	第3日	10時～	加茂野農業構造改善センター

》その他のサロン

主催名	曜日	時間	場所
むすびわコミュニティ広場	火・木	10時～	瀬戸さん宅
ひだまりサロン	第2水	13時30分～	石井町地域防災交流センター
手作りサロン	第2・3木	13時30分～	石井町地域防災交流センター

広 告

貸衣裳・美容・着付

① もりもと

花嫁衣裳・礼席者衣裳
成人式・卒業式衣裳

定休日
毎週月曜・第3月・火連休



石井町192号沿い徳島銀行西隣り

☎/FAX(088)674-1051

貸衣裳専用☎(088)635-5203

認知症について

認知症とは

脳は、人間の活動をコントロールしている司令塔です。

認知症は、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたために、様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態(およそ6か月以上続く)を言います。

認知症の原因となる病気や原因は、たくさんあり、認知症のような症状が出ても治る可能性のある病気もあります。まずは、かかりつけ医に相談し、診察を受けましょう。

【認知症を引き起こすおもな病気】

- アルツハイマー型認知症
- 脳血管性認知症
- レビー小体型認知症
- 前頭側頭型認知症

【認知症と同じような症状を示す病気】

- 脳腫瘍
- 頭部外傷
- 脱水や低栄養、不適切な薬の服用など

認知症に関する相談窓口

》自治体の窓口

- 石井東部地域包括支援センター(☎088-674-7265)
担当地区:石井地区(重松を除く)、高川原地区
- 石井西部地域包括支援センター(☎088-675-3722)
担当地区:石井字重松、浦庄地区、高原地区、藍畑地区
- 石井町長寿社会課(☎088-674-6111)
- 石井町健康増進課(保健センター)(☎088-674-0001)



》その他の相談窓口

- 認知症の人と家族の会(☎0120-294-456)
認知症に関する知識や介護の仕方、介護の悩みに関する電話相談窓口です。
月～金曜日の午前10時～午後3時(祝日除く)
- 徳島県認知症コールセンター(認知症の人と家族の会 徳島県支部)(☎088-678-4707)
月～金曜日の午前10時～午後4時

広 告

こころの病・認知症お気軽にご相談ください

認知症デイケア

SORA

Dementia Day Care

心療内科 / 精神科 / 内科 / 認知症デイケア / 訪問看護

そよかぜ病院

SOYOKAZE HOSPITAL

徳島市名東町2丁目650番地の35 TEL.088 631 5135

<http://www.sei-ryu-kai.or.jp>

健康食・バーテンバー 大小宴会 法事料理・仕出し

石井町浦庄国道192号線沿

TEL (088) **674-3510**

FAX (088) **674-0130**

どこで受診するの？

まずは、かかりつけ医に相談しましょう。

専門の医療機関は、精神科、神経内科、心療内科などになります。

普段の状態をよく診てもらっているかかりつけ医に相談し、必要な場合は、専門医を紹介してもらいましょう。

認知症疾患医療センター

認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関などの紹介、被害妄想や徘徊などの行動・心理症状(BPSD)の対応についての相談を行う、徳島県が指定する認知症専門医療機関です。専門医や専門の相談員がいますので、安心してご相談ください。

徳島県立中央病院 ☎088-631-7172 徳島市蔵本町1丁目10-3

※かかりつけ医がない場合は、地域包括支援センターへご相談ください。

認知症の方への対応について

認知症について、正しく理解し、接し方や対応の仕方で、認知症の進行を遅らせることができたり、環境を整えることで失敗を減らし、生活がしやすくなったりします。

介護保険サービスを利用することで、家族の負担の軽減にもつながりますので、上手に利用しましょう。

認知症初期集中支援チームについて

認知症の早期診断・早期対応を目的とし、認知症サポート医、保健師または看護師、社会福祉士などの医療と福祉のスタッフで構成された専門職のチームです。

本人や家族から依頼を受け、チーム員が訪問し、必要な医療や介護サービスなどの支援の方向性を検討し、各関係機関と連携して必要な支援をおこないます。

対象 在宅で生活をしており、医療や介護のサービスを利用していない方や、介護サービスや医療は受けているが、認知症状が顕著で対応に悩まれている方

連絡先 地域包括支援センター

認知症サポーターの養成について

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やそのご家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

認知症サポーター養成講座を開催するほか、集会所等に講師を派遣する出前講座を実施しています。

問い合わせ 石井町長寿社会課(☎088-674-6111)

高齢者福祉事業等

高齢者外出支援事業

75歳以上の方のみの世帯で自家用車を保有していない等、外出支援が必要な方にバス・タクシーの利用助成券を交付します。

生活支援のノート

高齢者の生活支援のためのノート「わたしの人生のあゆみ」を配布しています。
エンディングノートとして使用することもできます。

敬老会・金婚者激励会事業

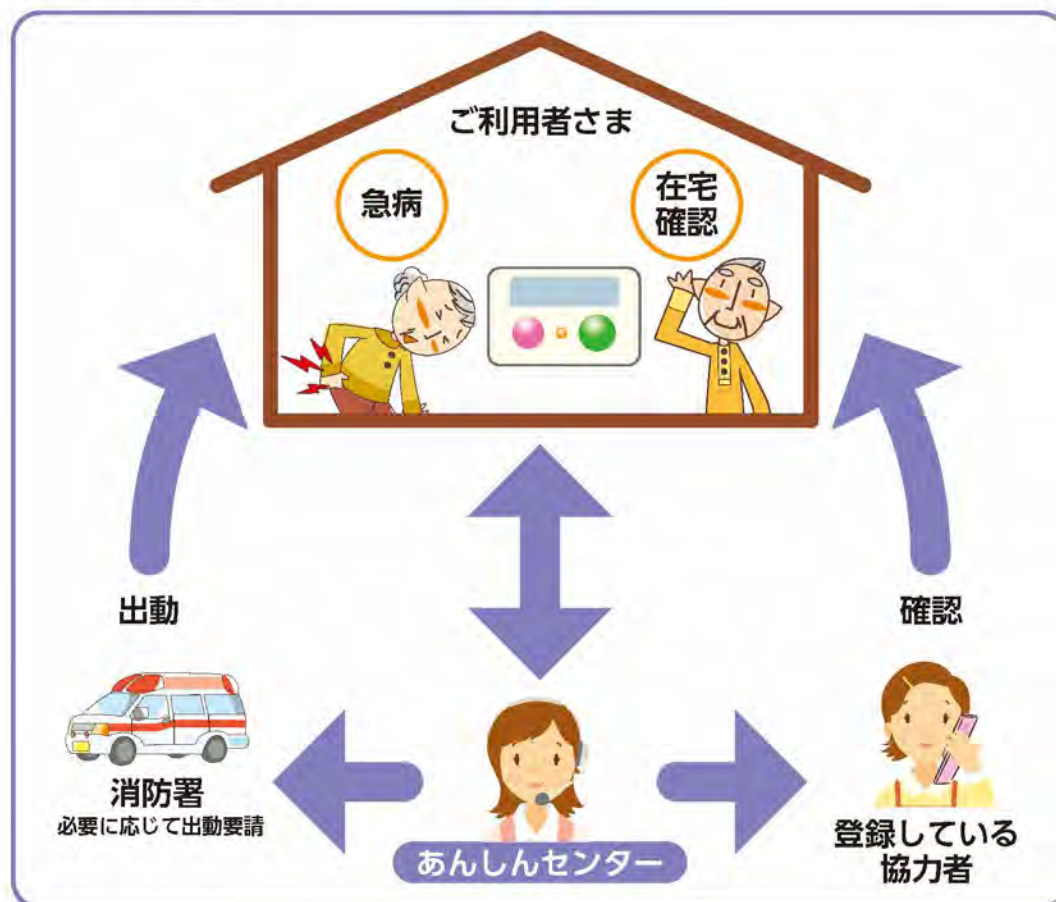
80歳以上の方や金婚・ダイヤモンド婚を迎えられたご夫婦を招待し、中央公民館で激励会を開催しております。

敬老祝金

人生の節目を迎えられた88歳の方と100歳の方に祝い金を支給し、長寿を祝福いたします。

緊急通報装置貸与事業

高齢者の一人暮らしの方等に、緊急通報装置をお貸ししています。自宅で突然、病気や不慮の事故にあわれたとき、緊急通報装置のボタンを押すと、あんしんセンターを通じ、あらかじめ登録している協力者に助けを求めることができます。



困ったときは 消費生活センターに ご相談ください



消費生活センター

近年、悪質商法や振り込み詐欺、商品事故、食品偽装など、さまざまな消費者問題が発生しています。

商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル、多重債務など消費生活に関して困ったときには、すぐにお住いの近くにある「消費生活センター」にご相談ください。



消費生活で困ったときは、ご相談ください!!

徳島市消費生活センター ☎088-625-2326

消費者ホットライン ☎局番なし188(イヤヤ!)

その手口にだまされないで!!こんなことに心当たりはありませんか?

家族のふりして電話で
「振り込み」を要求!
振り込み詐欺かも!!



突然の**送りつけ**
商品に注意!!



無料で点検します。
不要なリフォーム工事では
ありませんか?



お試しのつもりが**定期購入**
になっていませんか?



架空請求
ハガキです!!



ATMで**還付金**の
受け取りはできません!!



高齢者福祉事業等

医療マップ1



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。



田中医院

☎ (088) 674-6181

内科 消化器内科 呼吸器内科 循環器内科
小児科 リハビリテーション科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:30	○	○	○	○	○	○
午後 2:00~ 7:00	○	○	○	○	○	6時まで
休診日/日曜・祝日	徳島県名西郡石井町浦庄字下浦689-1 TEL (088) 674-6181					

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
14:00~19:00	●	●	●	●	●	※

受付終了時刻 [平日] 18:30 [土曜日] 17:00

休診日 木曜日、日曜日、祝日

※土曜日午後は
8:00までとなります。

上田医院



☎ (088) 675-1130

〒779-3205 石井町高原東高原181-2



高瀬歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00~12:00	●	●	●	—	●	●
PM 1:30~ 6:00	●	●	●	—	●	●

休診日 木・日・祝日

〒779-3244 名西郡石井町浦庄字下浦657-3
TEL.088-674-7100

Check! 生活習慣病 チェック

「生活習慣病」とは、生活習慣が発症や進行に大きく関係する慢性の病気。遺伝的になりやすい人もいますが、生活習慣を見直すことでかなり予防することができるのです。

自発的な改善を!

医師の指示などで強制的に生活を改善しようとしても、ストレスがたまって効果が薄いことがあります。ですから、自ら進んで健康習慣を身につけることが望ましいといえます。「下の表」で自分の健康習慣の数をチェックしてみましょう。数が多いほど生活習慣病発症のリスクが少なくなります。

1. 毎日朝食を食べている ☐

2. 1日平均7～8時間は眠っている ☐

3. 栄養バランスを考えて食事をしている ☐

4. たばこは吸わない ☐

5. 定期的に運動・スポーツをしている ☐

6. 毎日そんなに多量の酒は飲んでいない(日本酒1合以下かビール大瓶1本以下) ☐

7. 労働は1日9時間以内にとどめている ☐

8. 自覚的なストレスはそんなに多くない ☐

守っている健康習慣の数が
健康習慣指数
7～8:良好 5～6:中庸
0～4:不良

有限会社

杉山薬局

営業時間 朝8:00～夜8:00

石井町石井字石井456-1

☎088-674-1224

FAX 088-674-1275

矯正歯科・小児歯科・歯科



井上歯科医院

石井町
石井509-5
(石井キョーエイ西)

	月	火	水	木	金	土	日
午前	●	●	●	●	●	●	×
午後	●	●	●	×	●	●	×
診療時間	午前9時～午後1時 午後3時～午後7時 その他の休診日:祝祭日						

☎674-1771

松岡歯科医院

休診日/日曜・祝日・金曜午後

※金曜日の午前診療は要予約

(診療時間)

月・火・水・木・土 AM 8:00～12:00

PM 1:30～ 7:00

金 AM 8:00～12:00

☎088-674-0168

〒779-3233

石井町石井419-4 JR石井駅前

診療時間 月 火 水 木 金 土 日 祝

午前8:30～12:00	●	●	●	●	●	●	△
午後2:00～6:00	●	●	●	●	●	△	△

《休診日》木曜・日曜・祝日 △午後5:00迄

尾崎医院

石井町高川原字加茂野318-8

☎(088)674-8855

医療法人

石井町浦庄字上浦154-4

川村医院

受診受付時間

	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	●	●	●	●	●	●
15:00～18:00	●	●	●	●	●	●

休診日/木曜日・日曜日・祝日

☎(088)674-0120

遠藤整形外科

石井幼稚園西隣 院長 遠藤 健次

☎674-0066 FAX 674-3677

遠藤眼科医院

石井郵便局西隣 院長 田近 智之

☎674-1110 FAX 674-1159

佐久間歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:30～午後1:00	●	●	●	●	●	●
午後2:30～午後7:00	●	●	●	●	●	※

※土曜は午後5:30まで

休診日 日曜・祝日・第1木曜・毎週水曜午後

石井町高川原字高川原1417-1

TEL(088)674-7438

田村歯科医院

石井町石井字石井412-1

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	／	●	●
14:00～18:30	●	●	●	／	●	17:30 まで

☎(088)674-6767

内科・循環器内科

恵美クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM9:00～PM12:30	●	●	●	●	●	●
PM2:30～PM6:30	●	●	／	●	●	●

休診日/水曜午後・日曜・祝日

石井町石井字白鳥 221-6

TEL:675-0855

Kawahara Naika-Geko 川原内科・外科

■診療科目/内科・外科・胃腸内科・肛門内科・呼吸器内科
整形外科・リハビリテーション科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:30	○	○	○	○	○	○	／
14:30～18:00	○	○	○	／	○	○	／

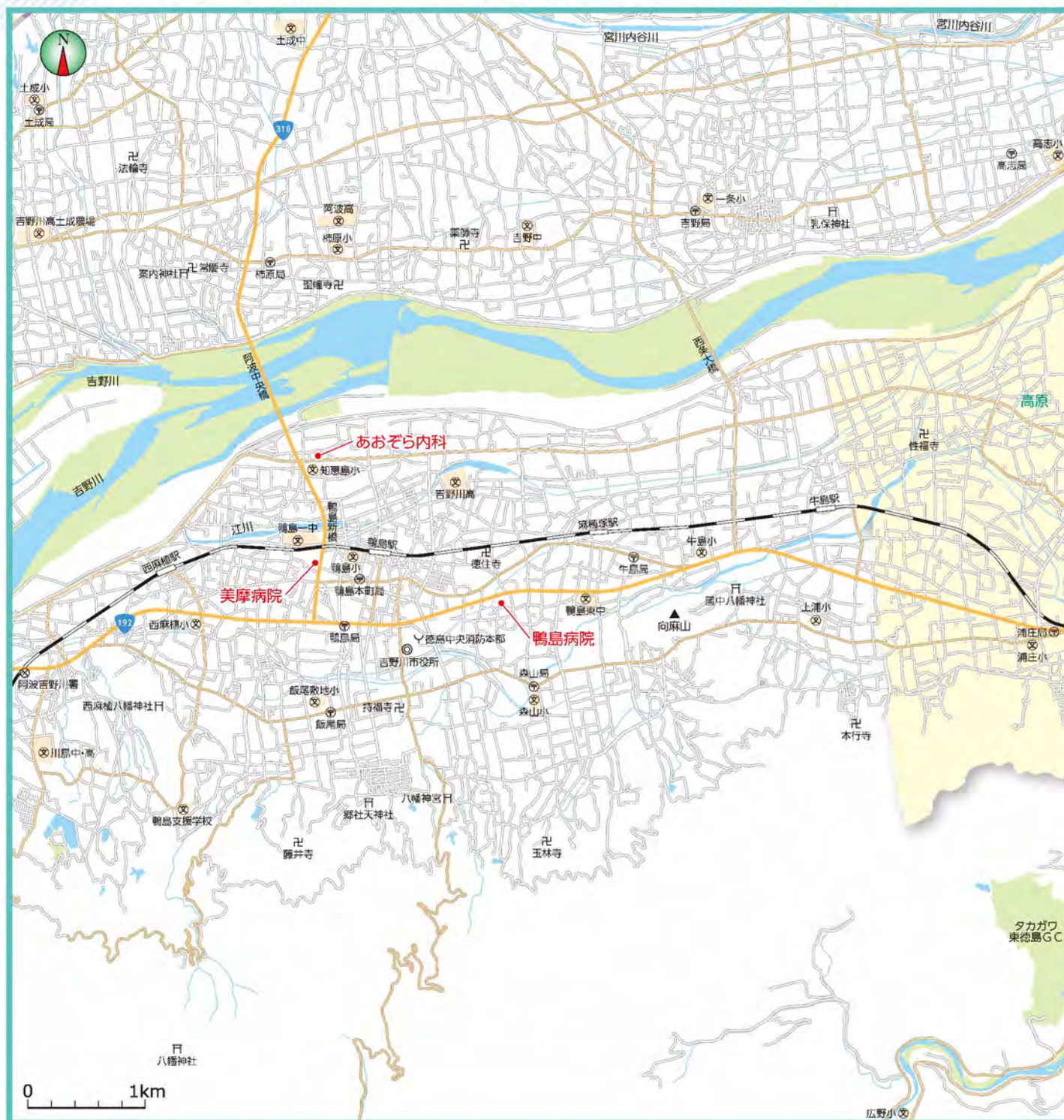
石井町高川原字天神712-1 ■休診日/日・祝・木曜午後

☎675-0015

医療マップ2



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。



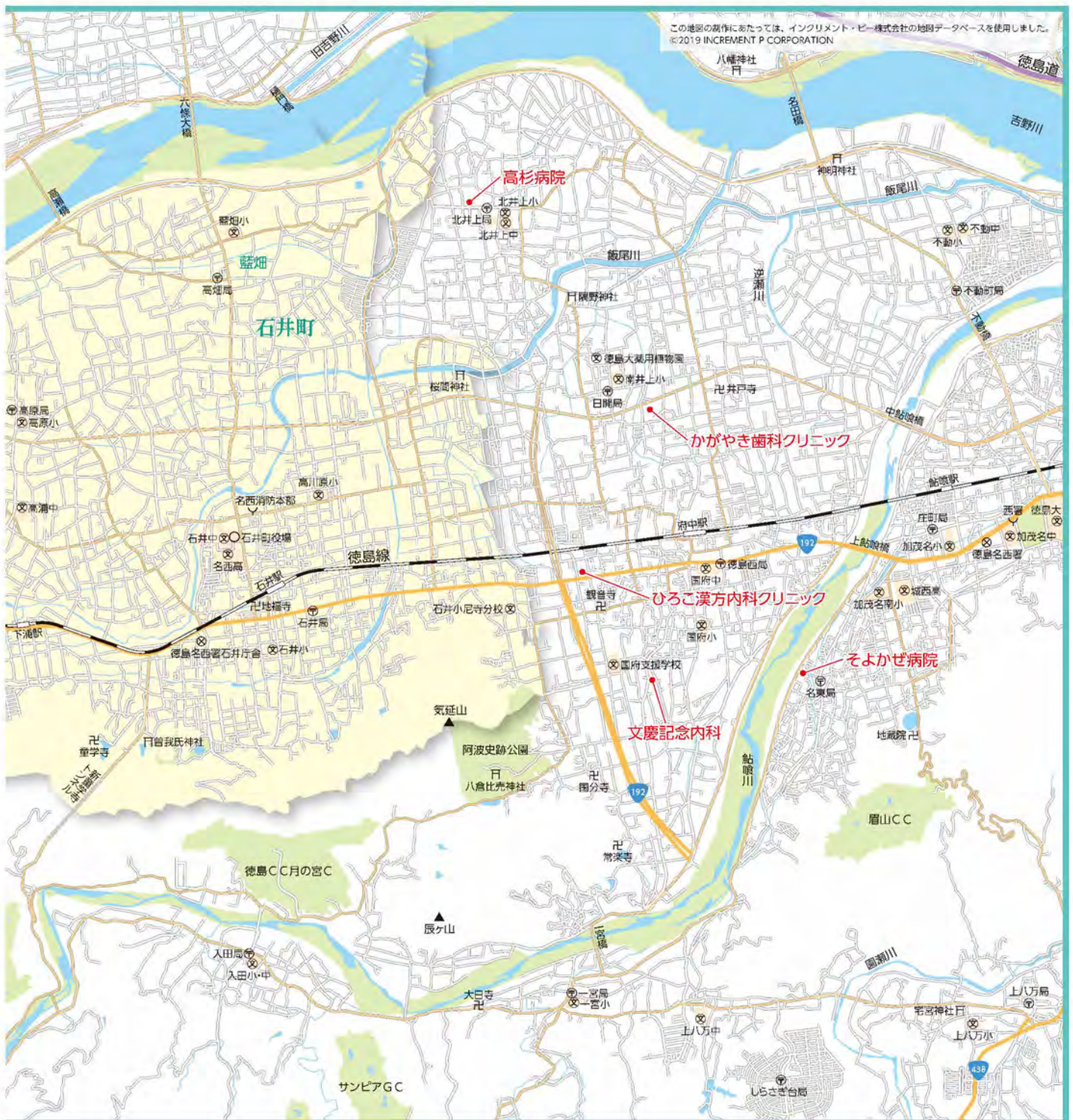
骨粗鬆症

●骨粗鬆症とは？

骨粗鬆症とは高齢になることに加えて、食生活の偏り、運動不足、ステロイドなどの薬剤の影響で骨のカルシウムが減り、骨がスカスカになった状態をいいます。

症状は、背中が丸くなって身長が縮んできたり、背中や腰が痛んだり、或いはちょっとした衝撃で骨折しやすくなります。予防としては適度な運動、カルシウムを含んだバランスの良い食生活、そして日光浴が基本となります。





たかはし内科

〈診療時間〉 午前 9:00 ~ 12:00
午後 2:00 ~ 7:00 (土曜日 5:00)

〈休診日〉 木曜午後・日曜

8643-0122

ひろこ漢方内科クリニック

〈診療時間〉 午前 9:00 ~ 12:00
午後 1:00 ~ 4:00

〈休診日〉 水曜午後・土曜午後・日曜

8624-8167

国府町観音寺北バス停前 (国道192号線沿い)



歯科・小児歯科・歯科口腔外科

かがやき歯科

院長：太田 純 副院長：太田 真弓

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	○	○	○	○	○	○
14:30~19:00	○	○	○	○	○	○

※土曜日：18時まで 休診日：日曜・祝日 水曜午後

徳島市国府町日開 438-1

088-643-2418

病院・診療所

市外局番(088)

名 称	所在地	電話番号	名 称	所在地	電話番号
麻野皮膚科	石井字石井540-3	674-7871	尾崎医院	高川原字加茂野218-8	674-8855
石井虹の橋クリニック	石井字石井231-1	674-2311	川原内科・外科	高川原字天神712-1	675-0015
阿部内科胃腸科	高川原字南島371	674-1201	川村医院	浦庄字上浦154-4	674-0120
石岡整形外科	高川原字桜間215	674-8800	記本耳鼻咽喉科クリニック	高川原字高川原500-1	674-8778
伊勢内科・小児科	石井字石井726-7	675-0535	健生石井クリニック	高川原字高川原2155	675-1033
上田医院	高原字東高原181-2	675-1130	須見医院	藍畑字高畑1311	674-0178
宇高耳鼻咽喉科医院	石井字石井635-29	675-0750	田中医院	浦庄字下浦689-1	674-6181
恵美クリニック	石井字白鳥221-6	675-0855	多田内科クリニック	藍畑字東覚円510	674-0250
遠藤産婦人科	石井字石井513-1	674-6818	手束病院	石井字石井434-1	674-0024
遠藤整形外科	石井字石井1263	674-0066	なかに産婦人科	石井字石井554-7	674-1295
遠藤眼科医院	石井字石井486-1	674-1110			

歯科

市外局番(088)

名 称	所在地	電話番号	名 称	所在地	電話番号
井上歯科医院	石井字石井509-5	674-1771	浜崎歯科医院	高川原字天神597-1	675-1180
おおぐり歯科	石井字石井654-5	674-8200	平田歯科医院	高川原字南島702-8	637-4646
かさい歯科医院	高原字関105	674-9393	福原歯科医院	石井字石井265-1	674-8758
佐久間歯科医院	高川原字高川原1417-1	674-7438	松岡歯科医院	石井字石井419-3	674-0168
さとう歯科	石井字白鳥216-6	675-3666	宮本歯科	石井字石井388-25	674-9245
しばた歯科	高川原字加茂野441-1	674-7117	ミント歯科クリニック	高川原字高川原1618-1	674-0064
そのだ歯科	高川原字桜間273-12	678-7310	山口歯科	浦庄字下浦368-3	675-0118
高瀬歯科医院	浦庄字下浦657-3	674-7100	わきかわ歯科	浦庄字上浦530-1	674-6915
田村歯科医院	石井字石井412-1	674-6767			

薬局

市外局番(088)

名 称	所在地	電話番号	名 称	所在地	電話番号
あすか調剤薬局	石井字石井233-28	675-3260	のぞみ薬局	高川原字高川原2176-1	674-7760
石井調剤薬局	高川原字高川原500-8	675-3230	ファーマシアコスモス薬局	高川原字桜間273-4	674-7766
エンゼル調剤薬局石井店	石井字石井729-5	675-2544	ファーマシアコスモス薬局高原店	高原字東高原182-1	674-8874
エンゼル調剤薬局天神店	高川原字天神716-4	674-5633	ふじの木調剤薬局	石井字石井1169-5	678-8127
下浦薬局	浦庄字下浦603-25	675-2815	マザー調剤薬局	石井字石井636-22	675-3373
杉山薬局	石井字石井456-1	674-1224	よしたけ調剤薬局石井店	高川原字加茂野318-15	675-2676
スマイル調剤薬局石井店	石井字石井409-5	675-2565			



石井町 高齢者ガイドブック

令和元年12月発行

発行

石井町 長寿社会課
〒779-3295
徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1
TEL.088-674-6111
FAX.088-675-1500

株式会社サイネックス
〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-6-13
TEL.06-6766-3346

広告販売

株式会社サイネックス 徳島支店
〒770-0813 徳島県徳島市中常三島町1-32
TEL.088-623-0530

無断で複写、転載することはお遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



石井町
高齢者ガイドブック